

鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第15号

鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則

鳥取市就業改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和53年鳥取市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市立豊実会館の項を削り、同表鳥取市立青谷町就業改善センターの項中「国民の祝日に関する法律」の次に「（昭和23年法律第178号）」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。